

■ 付属資料

1. 八王子市の概要

■ 位 置

J R中央線にて	東京駅～八王子駅： 50 分（中央特快）、新宿駅～八王子駅： 36 分（中央特快）
京王線にて	新宿駅～京王八王子駅： 34 分（特急）

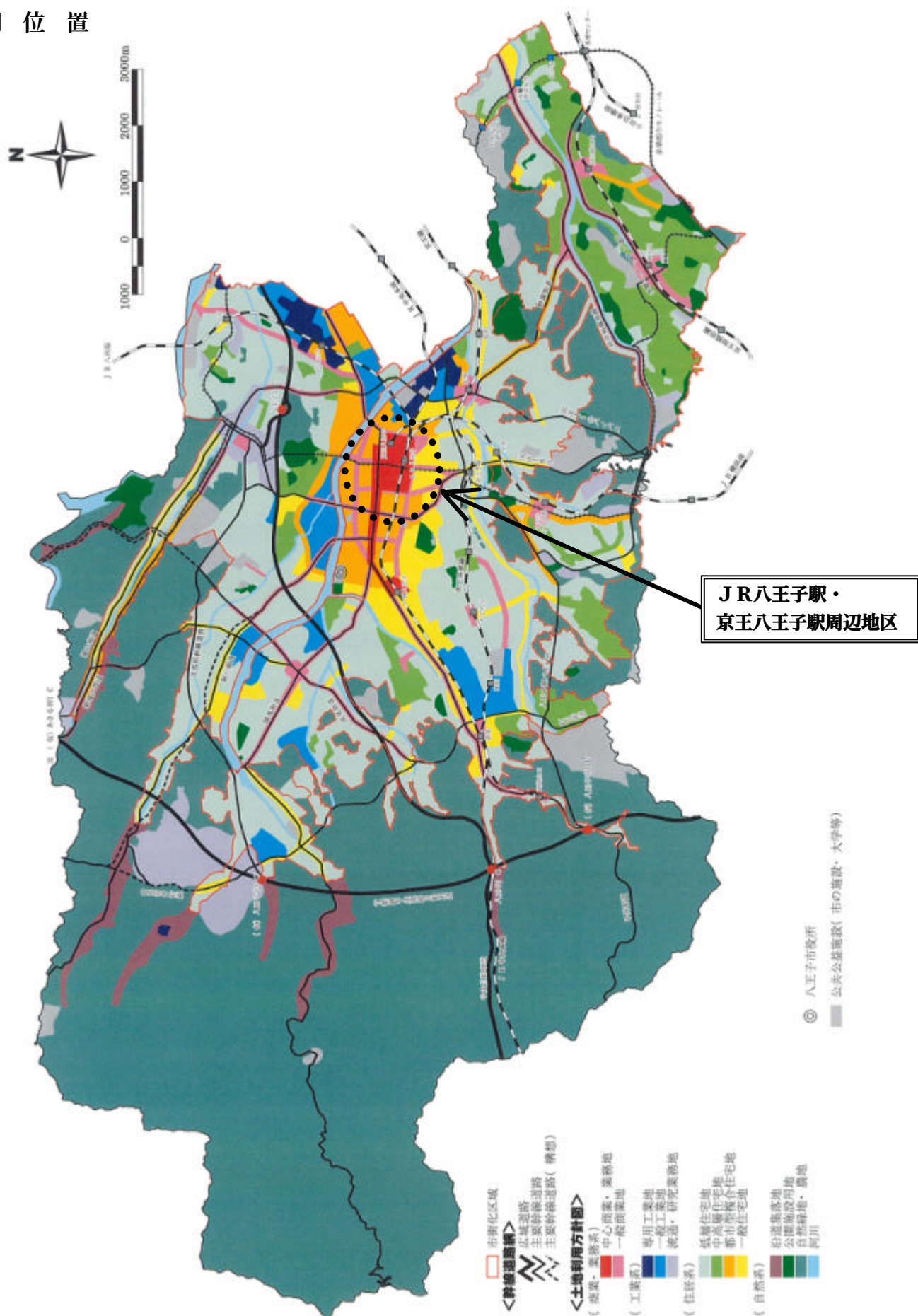


■ 市勢の概要（平成14年4月1日現在）

人 口	521,359人（全国21位） 男：263,941人 女：257,418人 （外国人登録：6,496人）
世帯数	213,696世帯
市の木・市の花・市の鳥	市の木：イチョウ、市の花：ヤマユリ、市の鳥：オオルリ
都市宣言	親切都市宣言（S.39.5.9／市） 世界連邦平和都市宣言（S.53.12.21／議会） 非核平和都市宣言（S.57.6.29／議会） 交通安全都市宣言（S.58.7.18／議会、S.58.8.6／市） 男女共同参画都市宣言（H.11.12.6／市）
姉妹都市	苦小牧市（S.48.8.10） 日光市（S.49.4.1）
国勢調査	（H.12.10.1）
人 口	536,046人 男：273,862人 女：262,184人
世帯数	210,744世帯
就業人口	255,402人 第1次：1,972人（0.8%） 第2次：68,816人（26.9%） 第3次：181,059人（70.9%） 分類不能：3,555人（1.4%）
人口集中地区 （概ね4,000人/km ² 以上）	面積：58.16km ² 人口：467,335人 人口密度：8,035.3人/km ²

2. JR八王子駅と京王八王子駅周辺の概要

■ 位置



ベース図面の出典：「八王子市都市計画マスタープラン」



3. 交通バリアフリー基本構想策定の目的と検討内容及び体制

(1) 基本構想策定の目的

わが国では、急速な高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えます。

このような状況の中、高齢者、障害者をはじめとして、すべての人々が安全で快適な日常生活を営み、積極的な社会参加ができる都市づくりが緊急の課題となっており、鉄道やバスなどの公共交通機関の役割がますます大きくなっていくものと考えられます。

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通バリアフリー法）が施行され、市町村は法で示す基本方針に基づいて、一定規模の鉄道駅等を中心とした地区について、駅などの旅客施設、道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的に推進するため、一体的かつ総合的な基本構想を策定できることになりました。

法律では、以下の事項を達成することを主な目標としています

- ① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- ② 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

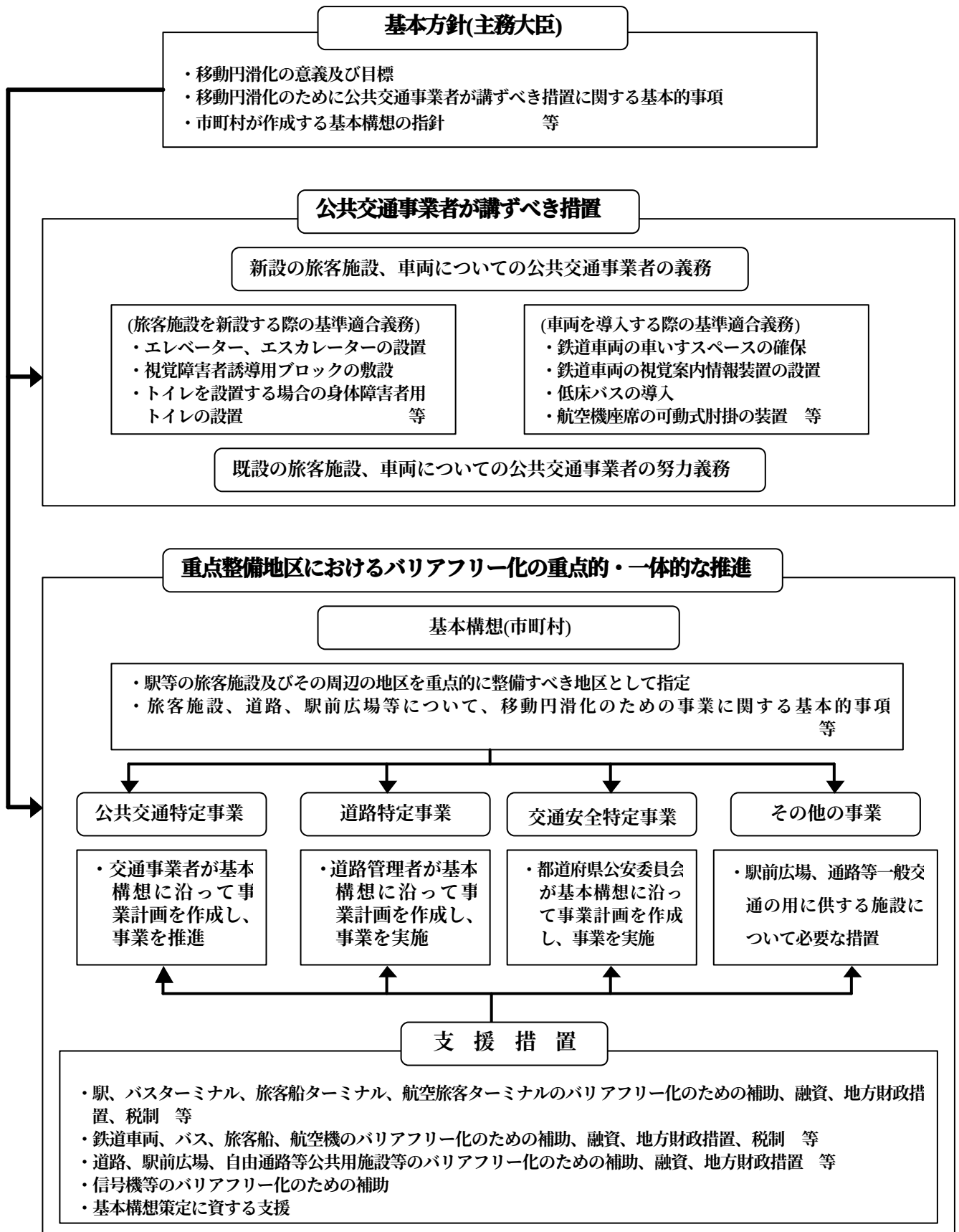
交通バリアフリー基本構想の目標年次は、法律が施行された平成12年より概ね10年後の2010年（平成22年）で、これまで20年後を目標としていた総合計画などに比較して実現化までの期間が短くなっています。

これは、急速に進む高齢化に対して“交通バリアフリー化を早急に整備していかなければならない”という考え方に立っているからです。

このため、具体的な整備内容は、大幅な整備を進めていくというより、現在ある交通施設を活用しながら改良を進めていくという取り組みを基本とし、鉄道駅では利用者の多い駅を優先して整備を進める、道路では現在の道路空間を再整備するという内容が主体となっています。

交通バリアフリー法の仕組みを次頁に示します。

交通バリアフリー法の仕組み



(2) 基本構想策定での主な検討内容

交通バリアフリー基本構想では、公共交通機関を利用した移動を円滑化することを目標としており、一般的に以下のような手順で計画を進めます。

- ① 多くの人が利用する駅を選び出します。(これを「特定旅客施設」といいます)
⇒ 1日当りの乗降客数が5,000人以上など、利用者の多い駅を特定旅客施設と言い、2010年までにバリアフリー化を実現することが目標とされています。
⇒ この目標が達成できれば、全国において鉄道駅の全利用者数の9割をカバーできることになります。
- ② その駅より500mから1kmまでの徒歩圏において、高齢者や障害者などが日常的に利用する主要な施設を選び出します。
- ③ 駅から主要な施設までの主要なルートを設定します。(これを「特定経路」といいます)
- ④ 駅舎内と主要なルートについて、バリアフリー化に向けた計画内容を検討します。(これを「特定事業」といいます)
- ⑤ 特定経路を含みながら、バリアフリー化を積極的に進める地区を設定します。(これを「重点整備地区」といいます。)
- ⑥ 以上の検討結果をまとめて、交通バリアフリー基本構想として整理します。

上記の④で示した特定事業は、整備内容や事業主体によって大きく4つに区分されます。

特定事業の内容

区 分	内 容
①道路特定事業	国、東京都、八王子市などの道路管理者が実施する事業です。 例) 幅の広い歩道の整備, 既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善, 点字ブロックの敷設など
②公共交通特定事業	鉄道会社やバス会社などの交通事業者が実施する事業です。 例) 旅客施設内のエレベーター, エスカレーター, 点字ブロック, 障害者対応トイレなど
③交通安全特定事業	県警や地元署などの交通管理者が実施する事業です。 例) 音響信号機, 高齢者等感应信号機の整備, 違法駐車行為の取締りなど
④その他の事業	上記以外で、バリアフリー化を進める事業です。 例) 市街地再開発事業など

(3) 基本構想策定の検討体制

交通バリアフリー基本構想を策定するに際しては、高齢者や障害者などの意見を十分に反映させ、利用しやすい計画内容にしていけることが大切です。

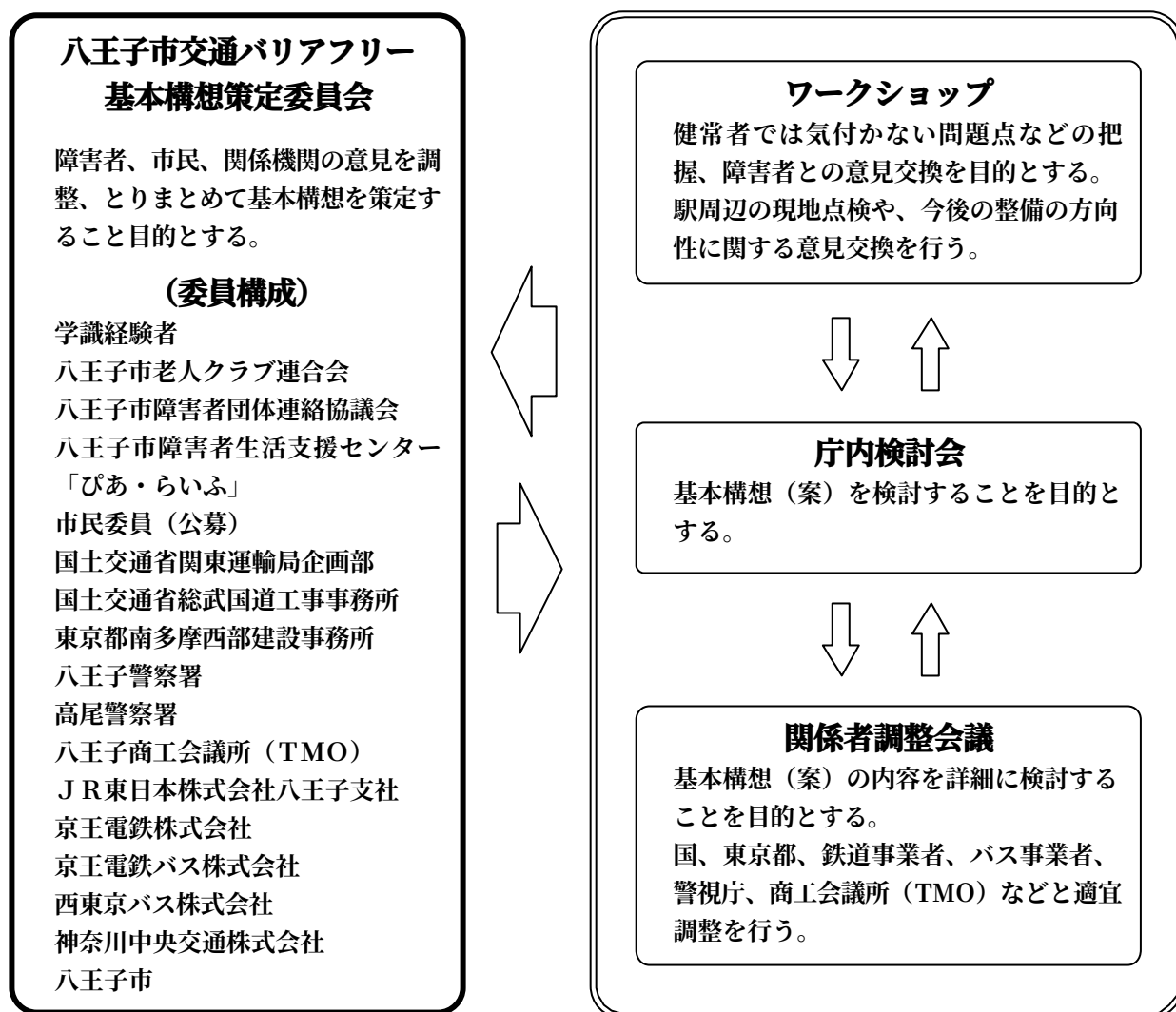
このため、障害者団体など市民の方々を中心として、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、学識経験者から構成される「八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設立して検討を進めました。

健常者では気付かない現地の問題点を把握したり、障害者の方々と意見交換をするために、「ワークショップ」を開催しました。

基礎的及び技術的な検討は「庁内検討会」で協議し、「策定委員会」に提出する資料を検討する体制としました。

また、「関係者調整会議」を適宜開催して詳細な調整を図りました。

八王子市交通バリアフリー基本構想策定の検討体制



4. 八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会

八王子交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく本市の基本構想を策定するため、八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
- (1) 主要駅周辺を対象とした重点整備地区の選定及び区域に関すること。
 - (2) 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針に関すること。
 - (3) バリアフリー化のために実施すべき特定事業に関すること。
 - (4) 福祉のまちづくりに関すること。
 - (5) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する27人以内をもって組織する。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 関係行政機関の職員 | 6人以内 |
| (3) 経済団体の関係者 | 1人 |
| (4) 市民 | 10人以内 |
| (5) 交通事業者の職員 | 5人以内 |
| (6) 八王子市の職員 | 4人以内 |

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、学歴経験者より選出するものとする。
 - 3 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 会議は、公開するものとする。ただし、審議内容が、「会議の公開に関する指針（平成13年2月5日市長決裁）」第5に規定する非公開事項に該当する場合は、委員会の決定により公開しないことができる。

(意見の聴取等)

- 第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

(事務局)

- 第7条 委員会の事務局は、都市計画管理室及び健康福祉部健康福祉総務課に置く。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年7月16日から施行する。

八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会名簿

(敬称略)

委 員	氏 名	所 属	役 職	備 考
委員長	秋山 哲男	東京都立大学大学院 都市科学研究科	教授	学識経験者
副委員長	北川 博巳	財団法人東京都老人総合研究所	研究員	
委 員	池田 庄蔵 (各務 幸雄) 山崎 典子	八王子市老人クラブ連合会		市 民
	田島 裕美 小林 文雄 鈴木 房子 原 晴美 丸山 武	八王子障害者団体連絡協議会		
	塚田 芳昭	八王子市障害者生活支援 センター「ぴあ・らいふ」		
	宇井 太郎 内藤 夕子	公 募		
	花崎 幸一 (長崎 敏志)	国土交通省関東運輸局交通環境部 (国土交通省関東運輸局企画部)	消費者行政課長 (地域交通企画課長)	関係行政 機関職員
	牧角 修 (大澤 富男)	国土交通省相武国道工事事務所	調査第一課長 (管理第二課長)	
	斉藤 敏 (上田 謙次)	東京都南多摩西部建設事務所	補修課長 (“ ”)	
	石井 幸一		管理課長	
	藤田 幹雄	八王子警察署	交通課長	
	高見 信義 (野口 眞治)	高尾警察署	交通課長 (“ ”)	
	宮瀬 睦夫	八王子商工会議所		経済団体 関係者
	府川 良二	J R東日本株式会社八王子支社	総務部企画室長	交通事業者
	松本 恵二 (鈴木 紘一)	京王電鉄株式会社 (鉄道事業本部)	本部次長 (取締役鉄道事業本部長)	
	丸山 莊 (前田 悦司)	京王電鉄バス株式会社 (京王電鉄株式会社 (自動車事業部))	取締役営業部長 (取締役自動車事業部長)	
	日高 義文 (野崎 政由)	西東京バス株式会社	取締役運輸部長 (運輸部長)	
	堀 康紀 (小永井 勝)	神奈川中央交通株式会社	運輸部長 (“ ”)	
	三宅 壮三 水野 直哉 磯 洋一 (窪田 和朗) 伊藤 寛之	八王子市	健康福祉部長	八王子市職員
			産業振興部長	
			都市計画管理室長	
			建設部長	

注) () 内は前任者。

5. 八王子市交通バリアフリー基本構想庁内検討会

	構 成 員	備 考
庁内検討会	八王子市助役	
	企画政策室長	
	健康福祉部長	事務局
	都市計画管理室長	//
	都市整備部長	
	建設部長	
	区画整理部長	
幹 事 会	企画政策室主幹	
	健康福祉総務課長	事務局
	産業政策課長	
	都市計画管理室主幹	事務局
	再開発課長	
	公園課長	
	交通対策課長	
	建設総務課長	
	道路管理課長	
	道路建設課長	
	道路維持課長	
	建築課長	
	区・計画課長	

6. 基本構想策定に係わる取り組みの経緯

【平成 12 年度】

期 日	種 別	内 容
H.13.01.23	庁内検討会設置	
H.13.02.08	第 1 回庁内検討会及び幹事会	・ 庁内検討会の設置 ・ 交通バリアフリー法の説明 ・ スケジュール
H.13.02.23	第 2 回庁内検討会幹事会	・ 駅の現地調査 ・ 問題点の把握 ・ 進め方
H.13.02.28	第 3 回庁内検討会幹事会現地調査	・ 八王子駅北口の現地調査
H.13.03.29	第 4 回庁内検討会幹事会	・ 現地調査結果 ・ 市の考え方

【平成 13 年度】

期 日	種 別	内 容
H.13.04.23	第 2 回庁内検討会 及び第 5 回幹事会	・ 現地調査結果 ・ 市の考え方 ・ 八王子市交通バリアフリー基本構想策定委員会
H.13.07.03	第 6 回庁内検討会幹事会	・ 現地調査の整理 ・ 福祉の街づくり地域支援事業
H.13.07.16	第 1 回基本構想策定委員会	・ 全体の進め方 ・ 鉄道駅及び周辺地区の整備優先性
H.13.08.22	第 7 回庁内検討会幹事会	・ 第 1 回基本構想策定委員会報告 ・ ワークショップの開催 ・ 福祉のまちづくり地域支援事業
H.13.09.20	第 2 回基本構想策定委員会	・ 第 1 回基本構想策定委員会の討議内容 ・ 特定旅客施設の設定 ・ 八王寺駅周辺の主要な歩行者経路 ・ ワークショップの開催
H.13.10.06	第 1 回ワークショップ	・ 八王子駅、京王八王子駅、周辺道路の現地点検、マップ作成
H.13.12.02	第 2 回ワークショップ	・ 問題点の整理、今後の方針
H.13.12.20	第 1 回道路管理者打合せ会	・ 点字ブロック ・ ワークショップにみる交差点問題
H.14.01.22	第 8 回庁内検討会幹事会	・ 第 2 回基本構想策定委員会報告 ・ ワークショップ報告 ・ 14 年度の取組み
H.14.02.05	八障連ヒアリング	・ 特定経路（案）
H.14.02.18	都市建設委員会	・ 中間報告
H.14.02.22	第 3 回基本構想策定委員会	・ 問題点と課題の整理 ・ 特定経路（案） ・ 14 年度の取組み
H.14.03.05	警視庁協議	・ 特定事業

【平成 14年度】

期 日	種 別	内 容
H.14.04.18	第9回庁内検討会幹事会	・ 第3回基本構想策定委員会報告 ・ 課題整理
H.14.05.16	第2回道路管理者打合せ会	・ 道路構造に関する基準 ・ 道路特定事業など
H.14.05.22	第4回基本構想策定委員会	・ 第3回以降の取組み ・ 策定の進め方（パブリックコメント）
H.14.06.26	ワークショップ （歩道のない道路）	・ 八王子駅周辺道路のマップ作成、今後の方策
H.14.08.05	政策会議	・ 中間報告
H.14.08.20	交通事業者ヒアリング	・ 駅構内の移動円滑化ルート
H.14.09.02	八障連ヒアリング	・ 駅昇降施設整備の優先性 ・ 道路（特定経路案）の整備優先性
H.14.09.07	ワークショップ（西八王子駅）	・ 西八王子駅と周辺道路のマップ作成、今後の方策
H.14.09.09	第3回道路管理者打合せ会	・ 道路特定事業
H.14.09.10	交通事業者現地確認	・ 駅構内の移動円滑化ルート
H.14.09.24	第4回道路管理者打合せ会	・ 現地調査による基本的な道路構造の確認
H.14.10.19	交通バリアフリー教室	・ 健常者の介助体験など（国土交通省主催）
H.14.10.24	第10回庁内検討会幹事会	・ 第4回委員会報告 ・ ワークショップ（西八王子駅、歩道のない道路） ・ 第5回委員会
H.14.11.13	第5回基本構想策定委員会	・ 第4回委員会討議内容 ・ 第4回委員会以降の取組み ・ 基本構想案
H.14.11.22	京王電鉄との調整	・ 基本構想案について ⇒ 京王八王子駅西口の開業時間の延長 ⇒ 中央口のエレベーター
H.14.11.27	警視庁との調整	・ 基本構想案について
H.14.11.27	神奈川中央交通バスとの調整	・ 基本構想案について
H.14.11.27	障害者との調整	・ 基本構想案について ⇒ パブリックコメントの掲載期間 ⇒ 京王八王子駅西口の開業時間の延長 ⇒ JR八王子駅南口のエレベーター設置 ⇒ 今後の協働体制
H.14.12.06	JRとの調整	・ 基本構想案について
H.14.12.10	市庁内道路関係課との調整	・ 基本構想案について
H.14.12.25	障害者との調整	・ 基本構想案について ⇒ 裁判所前のエレベーター設置 ⇒ 京王八王子駅西口の営業時間の延長
H.15.01.16	東京都との調整	・ 道路特定事業計画の策定について
H.15.01.16	京王電鉄との調整	・ 基本構想案について ⇒ 中央口のエレベーター
H.15.01.18	八障連への基本構想の説明・意見交換	・ 基本構想案について ⇒ 京王八王子駅中央口のエレベーター ⇒ ホームからの転落防止
H.15.01.27	第11回庁内検討会幹事会	・ 第5回委員会報告 ・ 基本構想案
H.15.02.18	第6回基本構想策定委員会	・ 第5回委員会討議内容 ・ 第5回委員会以降の取組み ・ 基本構想案 ・ 今後の取組み
H.15.02.26	政策会議	・ 決定